

**フレックスタイム制度（短時間勤務者含む）**

➤短時間勤務者も含め、一部を除き全社でフレックスタイム制を導入

#勤務形態 #早期復職

導入理由

業務遂行上最も効率的な時間を自ら選択し、計画的・主体的に勤務することで、成果の質的向上と量的増大をはかることを目的とする。
このような柔軟な働き方は仕事と育児の両立を後押しすることにもなることから、短時間勤務者にもフレックスタイム制を適用している。

対象者

全従業員（短時間勤務者を含む）
※営業外勤、製造ライン、裁量労働、管理職、試用期間を除く

内容

- ・育児短時間勤務中の従業員であっても、制度適用が相応しくない業務に従事する方を除いて、フレックスタイム制度を適用。
- ・コアタイムはなく、3時間を最低勤務時間としている。

利用者数

2019年度 126名利用（育児短時間勤務かつ、フレックスタイム制度適用者）

効果

育児休業復職率 100%

利用者の声

育児短時間勤務により所定労働時間を30分短縮しているが、子どものお迎えの都合や業務状況によりそれより多く働く日もあれば、少ない日もあり1カ月間の中で調整できるため、両立にあたって大変ありがたい制度だと思っている。
会議等がなければ1日の業務開始/終了時刻を自分の裁量でフレキシブルに変えることが出来るので、子どもの通院や保育園行事などの際にも休暇を取得せずに対応出来る場合もある。
結果、復帰後のワーママにありがちな「有給休暇が足りなくて困る！」ということもなかった。